

中小企業等物価高騰対策支援金のご案内

エネルギー価格等を含む物価高騰の影響を受けている市内の中小企業等の負担を軽減し、安定的かつ継続的な事業運営を支援するため、市内の中小企業、個人事業主に対し支援金を交付します。

1. 対象となる事業所等（以下のすべての条件を満たす者）（交付要綱第2条抜粋）

◆中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者^{※1}であること。

◆現に裾野市内に本店、事業所等が所在し、市内で事業を営んでいること。

◆申請日において、**裾野市商工会の会員又は裾野市観光協会の会員であること。**（ただし、市外でのみ事業を営む会員、賛助会員、及び定款等による会員並びに社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定非営利活動法人、一般社団法人等の法人は対象外となります。）

◆支援金の申請日において、市税等の滞納がないこと。

〔※1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、又は同条第5項に規定する小規模企業者については、裏面を参照してください。〕

2. 支援金の額

◆市内の事業所に従事する従業員数^{※2}が10人未満の事業者… **10万円**/事業者

◆市内の事業所に従事する従業員数^{※2}が10人以上の事業者… **15万円**/事業者

※支援金の交付は、1事業者につき1回限りとします。

〔※2 従業員数の定義については、裏面を参照してください。〕

3. 申請方法 以下の資料を準備の上、市が指定する申請受付業務受託機関へ提出

(1) 裾野市中小企業等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）

(2) 誓約及び同意書（様式第2号）

(3) 口座情報が分かるものの写し

（通帳の内面のコピー等；金融機関・支店名・口座名義・口座種別・口座番号の分かるもの）

※確認のため、後日上記以外の書類を求める場合があります。

4. 提出先 裾野市商工会（申請受付業務受託機関）

※あらかじめ市が指定した申請受付業務受託機関（裾野市商工会）に提出してください。

受付日 月曜日～金曜日（但し、祝日は除く）

受付時間 9時00分～11時30分 13時00分～16時30分

5. 申請受付期間

令和6年6月28日（金）まで